「光の道」構想に関する意見

意見提出元

有光工業株式会社

意見項目

1. 超高速ブロードバンド 基盤の未整備エリア(約 10%の世帯)における 基盤整備の在り方につ いてどのように考える か。

意見内容

ブロードバンドアクセスをユニバーサルサービス化することのみに焦点をあてているが、個人の利用用途として、電話、インターネット含めて、携帯電話との連携は現在では欠かせなく、それを除いて光のみを検討する必要はないと思う。光アクセスだけでなく、ADSL や携帯電話も含めてブロードバンドアクセスを全国民が共有できればよく、必ずしも強引に全世帯を光化し、それをユニバーサルサービスとしなくてもよいのではないか。

2. 超高速ブロードバンド の利用率(約30%)を向上させるためには、低廉 な料金で利用可能となるように、事業者間の公正 競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。

都市部においては、NTT だけでなく電力系の会社による光化も進んでおりその結果、料金の低廉化も進んでいる。ユニバーサルサービス化することによりせっかくの競争環境から独占的状況に戻る可能性もある。

また、周りの若者はそもそも電話とインターネットを携帯電話だけで実施している方もおり、アクセスラインの光化をユニバーサル化することにも疑問を感じる。

それよりも、携帯電話が端末とネットワークが一体化した販売 携帯になっており、魅力的な端末が携帯キャリアが違うというだ けで使えないということそのものが利用者にとっての利便性を欠 いておりキャリアと端末の分離を早急に進めることが慣用である と考える。